

美作市スクールバス運行業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

遠距離通学の児童生徒等に対して、通学環境の整備及び教育環境の向上を図ることを目的とするスクールバス運行业務を実施する。事業を実施するに当たり、委託する事業者を選定するため、公募型企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）を採用することにより、本事業に係る提案書の提出を広く求め、内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選定する。

2 事業概要

- (1) 事業名 美作市スクールバス運行业務委託
- (2) 事業目的 市立学校等の通学に係るスクールバス運行业務について、民間事業者に委託することにより、児童生徒等の一層の安心安全な通学手段の確保を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容 別紙「美作市スクールバス運行业務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 令和8年8月27日から令和11年8月26日までの3年間

3 提案限度額

3年間の合計285,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、令和8年度は55,500千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

4 提案資格

提案書を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、参加表明書の提出の日から契約締結の時までの間に、美作市から指名停止の措置を受けたときは、提案資格を喪失するものとする。

- (1) 美作市入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 単体企業で参加する者であること。
- (3) 法人格を有している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 参加表明書の提出時において、美作市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（当該更生手続又は再生手続開始の申立てに係る更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者（当該未納につき徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）であること。
- (8) 美作市税に滞納がない者（当該未納につき徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）であること。（課税対象事業者のみ）
- (9) 旅客運送事業者にあつては、過去3年以内に、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）その他関係法令による営業停止処分を受けていない者であること。
- (10) 美作市事務事業からの暴力団排除対策要綱（平成24年告示第46号）第4条の規定に該当する者でないこと。
- (11) 美作市暴力団排除条例（平成23年12月22日美作市条例第22号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員及び同条第3項に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体でないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団の構成員等
- (13) 安定した運行の維持確保のため、美作市内に本社又は支社（支店）を置く者、又は運行业務開始までに置くことができる者であること。

5 実施日程

	実施内容	期日等
①	事業者募集及び公告	令和8年5月 7日 (木)
②	質問受付期限	令和8年5月11日 (月)
③	市からの質問回答期限	令和8年5月12日 (火)
④	参加申込期限	令和8年5月13日 (水)
⑤	提案資格結果通知	令和8年5月15日 (金)
⑥	企画提案書の提出期限	令和8年5月29日 (金)
⑦	選定審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年6月下旬
⑧	結果通知	令和8年7月上旬
⑨	契約の締結	令和8年7月中旬

6 参加申し込み

プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに必要書類を提出すること。

(1) 提出書類 1部

- ア 参加表明書 (様式1)
- イ 提案資格確認書 (様式2)
- ウ 会社概要書 (様式3)
- エ 添付書類

	添付書類	留意点
①	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内のもの)
②	財務諸表	直近3ヵ年の決算書類
③	納税証明書 (国税)	法人並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 (徴収猶予の扱いを受けている場合はそのことがわかる書類を含む) (その3の3) (発行後3か月以内のもの)
④	納税証明書 (市税)	法人の市税等の納税証明書 (徴収猶予の扱いを受けている場合はそのことがわかる書類を含む) (発行後3か月以内のもの)
⑤	旅客運送事業の許可証等	運輸局による旅客運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し (旅客運送事業者である場合のみ)

(2) 提出期限 令和8年5月13日 (水) 13時まで ※必着

(3) 提出方法 郵送又は持参による提出

(4) 提出先 「問合せ先 (担当部署・書類提出先)」に同じ

(5) 辞退表明 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ辞退届 (様式4) を提出すること。

(6) 提案資格 結果の通知参加表明書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、令和8年5月15日 (金) までに提案資格結果を通知する。なお、提案資格が認められなかった者へは、理由等をお伝えする。

7 質問受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式5）
- (2) 提出期限 令和8年5月11日（月）13時まで
- (3) 提出方法 電子メールによる提出（メールのタイトルは「美作市スクールバス運行業務質問書（法人名）」とすること）
- (4) 提出先 「問合せ先（担当部署・書類提出先）」に同じ
- (5) 回答日 全ての質問及び回答は、令和8年5月12日（火）までに、本市ホームページ上において掲載する。なお、受け付けた質問については、随時回答する。
- (6) その他 質問に対する回答は、本実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書には、仕様書をもとに以下の項目ごとに提案等を記載すること。

	提出書類	備考
①	企画提案書表紙（様式6）	
②	会社概要書（様式3）	参加申し込み時と同じ資料とすること。 ※「6 参加申し込み（1）提出書類」の「エ 添付書類」の写しを添付すること
③	業務実施体制調書（様式7）	業務の実施体制（組織、安全運転管理者等を記載）
④	安全運行と緊急時の対応について（様式8）	安全管理体制について
⑤	児童生徒等への配慮について（様式9）	児童生徒等への配慮の方針・取り組みについて
⑥	学校からの指示に対する対応について（様式10）	学校との対応方針について
⑦	見積書（様式11）	消費税及び地方消費税を含む
⑧	見積書内訳明細書（任意様式）	内訳（人件費、管理経費、事務経費、その他経費等）

- (2) 書式等
 - ア A4版、横書き、左綴じとすること。
 - イ ページ数制限はないが、可能な限り簡潔にまとめること。
 - ウ 散逸しないような形で、表の番号順に綴ること。
- (3) 提出期限 令和8年5月29日（金）13時 ※必着
- (4) 提出方法 郵送又は持参による提出
- (5) 提出部数 正本1部 副本12部
- (6) 提出先 「問合せ先（担当部署・書類提出先）」に同じ
- (7) 留意点
 - ア 内容に間違い、不足がないか十分に確認すること。
 - イ 提案に際し要した費用は、各参加事業者の負担とすること。
 - ウ 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
 - エ 企画提案は、1者1提案とする。

9 選定審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

- (1) 実施日 令和8年6月下旬 ※実施の詳細は、提案者に追って連絡する。
- (2) 実施場所 美作市役所（707-8501 美作市美来1番地）
- (3) 実施内容 プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度
- (4) 出席者 1者あたり3名までとする。
- (5) その他 プレゼンテーションの実施順は、提案書の受理順とする。

10 選定方法について

選定は、別紙「スクールバス運行業務委託プロポーザル選定審査要領」に基づき、企画提案書、関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により審査し、最優秀者1名、次点者1名を選定する。なお、本プロポーザルに参加した者が1者であっても、要領に基づく最低基準点以上のときは受託候補者として選定する。

11 選定結果の通知について

- (1) 選定結果については、7月上旬に、本市ホームページ上に掲載する。
- (2) 選定結果についての異議等は受け付けない。

12 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする場合がある。

- (1) 「提案資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽記載があった場合
- (3) 見積書（様式11）において、提案限度額で示している金額を超えている場合
- (4) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (5) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (7) 本プロポーザルに関して審査委員会委員又は関係者との接触があった場合
- (8) 選定審査を欠席した場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、著しく審議に反する行為があった場合

13 契約の締結

- (1) 契約の締結 契約は選定後に企画提案等の内容をもとに詳細を協議し、仕様書を調整の上、随意契約を締結する。ただし、最優秀者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は本提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を契約締結交渉の相手方とする。
- (2) 業務名 美作市スクールバス運行業務委託
- (3) 履行機関 令和8年8月27日から令和11年8月26日までの3年間
- (4) 契約者 美作市
- (5) 契約書 作成を要する。
- (6) 契約保証 要する。
- (7) 契約金額 3年間の合計285,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内を予定している。
- (8) その他 具体的な委託業務の実施に当たっては、提案書等に記載された内容を反映しつつ、美作市との協議に基づいて実施するものとする。

14 提案書等の取扱い

本市は、提出された提案書等について、次のとおり取扱うこととする。

- (1) 提出された提案書等は、提案書等の審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (2) 提出された提案書等の著作権は提出者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された提案書等については、他の者に知られることのないように取扱う。ただし、「美作市情報公開条例（平成17年3月31日美作市条例第10号）」等関連規定に基づき公開することがある。
- (4) 提出された提案書等は、プロポーザルの審査を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製することがある。

15 その他の事項

- (1) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (2) 提案書等は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、教育委員会が必要な資料については、期限を定めて要求する。
- (3) 審査委員会は非公開とする。

16 問合せ先 (担当部署・書類提出先)

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地
美作市教育委員会学校教育課

TEL 0868-72-1162

FAX 0868-72-8646

E-mail gakuji@city.mimasaka.lg.jp